

第11号議案

平成25年度京都府公債費特別会計予算

平成25年度京都府公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 298,991,555千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成25年2月21日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		160,061,649 <small>千円</small>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	114,955,446
	2 特 別 会 計 繰 入 金	5,380,304
	3 基 金 繰 入 金	39,725,899

款	項	金額
2 諸 収 入		2,748,906 ^{千円}
	1 雑 入	2,748,906
3 府 債		136,181,000
	1 府 債	136,181,000
歳 入 合 計		298,991,555

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		298,991,555 ^{千円}
	1 公 債 費	298,991,555
歳 出 合 計		298,991,555

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	129,221,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
地域開発事業特別会計借換債	740,000			
公共用地先行取得事業特別会計借換債	4,320,000			
流域下水道事業特別会計借換債	710,000			
港湾事業特別会計借換債	1,190,000			
計	136,181,000			